

京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 93 号

京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例施行規則の一部を
改正する規則

京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条中「法人（」の右に「本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び」を加える。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(総合企画局政策企画室)